

「高齢者雇用安定法」を生かし

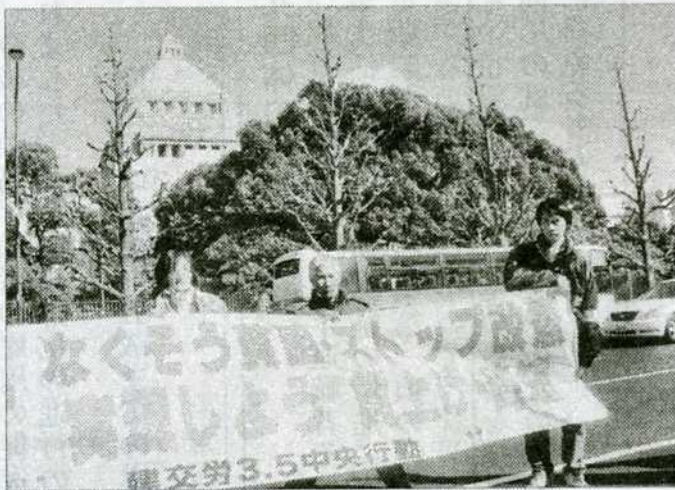
働きたい高齢者に安心して 働ける雇用・就労の場の 確保を求めます

N02

建交労は失業対策事業に深く係り、憲法二五条・二七条で保障された生存権・勤労権を守り発展させる立場から失業者・高齢者・就労困難者の就労促進に六十年間奮闘してきた労働組合です。

日本における高齢者の増大は世界的にも類を見ない状況であり、今後ますます大きな社会問題となります。その高齢者問題の中でも、高齢者が安心して働ける雇用・就労の場の確保は高齢者自身は勿論、国・自治体に課せられた大きな課題となっています。

もう一度高齢者雇用安定法（高安法）を再認識し、この法律が有効に活用される事を希望します。



08年3月5日の建交労統一行動

「高齢者雇用安定法」（高安法）は一九七一年、失業対策事業の廃止とあわせ、今後の中高年齢者の雇用の促進を目的として作られた「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」として生まれました。さらに高齢化の進行の中一九八六年「高齢者雇用安定法」と改正になりました。

その後二〇〇〇年の改正で中高年齢者の再就職の援助措置の充実が図られ、二〇〇四年の改正で六五歳までの継続雇用の義務化などを盛り込む改正が行われ現在に至っています。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、中高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、中高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように務めるものとする。

（国及び地方公共団体の講ずる措置）

第四十条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の中高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第一項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成しその他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように務めるものとする。

解説

- ① 責務とは「責任と義務」の事で、実行しなければ不作為となり「法違反」となります。
- ② 「その他の関係者」とは事業主団体、事業主団体の連合団体、労働組合、労働組合の連合体、高齢者の団体等を指します。
- ③ 「援助等」とは資料及び情報の提供、事業主に関する研修、講習、助言、相談等のほか、助成金の支給等を含むものです。

高齢者雇用・就労に関する

08年3月5日 厚生労働省

要請についての回答内容



3月5日厚生労働省要請、建交労組合員

解説

- ① 第四十条は高安法第五条の責務に基づく具体的な「講ずる措置」です。
- ② 高安法四十条に基づいた具体的な施策の1つがシルバー人材センターに対する補助事業です。

高安法における高齢者年齢の定義

「高齢者」とは55歳以上の者、

中高年齢者等とは45歳以上とされています。

厚労省担当窓口

厚生労働省職業安定局

高齢者雇用対策課調整係

建交労 高安法5条、40条で言うシルバー人材センター以外の高齢者団体について実態調査を行うこと。

厚労省 1月に建交労から示された建交労と協同して高齢者就労の促進をしているNPO高齢者事業団、(企)中高年事業団・(財)ソーシャルサービス協会などの団体を都道府県労働局を通じて調査を行った。

建交労 それら高齢者団体が高安法5条の「その他の関係者」に含まれるのか

厚労省 そのような問い合わせはすでに各労働局都道府県からの問いあわせも来ている、今回建交労から提示されたリーフにある団体は高安法5条の団体に含まれます。しかしどの団体を育成するかは各地方自治体が地域の実情ふまえて判断する為高安法5条に含まれることのみをもって直ちに育成義務が生じるわけではない。

建交労 回答戴いたように高安法5条、40条の団体に含まれるのであればその具体的援助を厚労省としてどのように行うのか地方自治体に対しても一定の指針を示して欲しい

厚労省 基本的にどのような援助を行うかは各地方自治体に委ねられているが、確かに具体的にどのような援助を行うのかわかりにくくなっている今後具体的にどのようなことが出来るか検討していきたい。

高橋衆議院議員 建交労と協力して高齢者就労を進めている団体の調査をしたことは評価するがその団体が地域のなかでどのような活動うをしてどのように高齢者就労で役割を果たしているかを評価していく必要があるのではないか。

厚労省 確かに具体的評価をどのようにおこなうかは重要なポイントであると思います、事業団等各自治体において何らかの必要性を感じて運営されていると思われまますのでこちらとしても今後とも検討させていただきたいと思えます。

建交労 高齢者団体はシルバー人材センターのみとの認識を改めるよう各労働局に通知し、地方自治体とも協力し具体的援助を行うよう指導を強化すること。

厚労省 地方自治体が高安法5条、40条で援助する団体がシルバー人材センターのみと誤った認識をしている場合事実を確認し適切な説明を行なうていきたい。

建交労 全国の労働局に対し高安法5条、40条で言う高齢者団体に対する実態の調査と援助を具体化する為担当者を配置するよう指導すること。

厚労省 労働局の担当窓口は職業安定部職業対策課高齢者雇用対策担当官が当たり県市町村から問い合わせがあった場合適切に説明するよう指示することとする。

建交労 どのような具体的援助が出来るのかに関し建交労としても案をもって行きたいと思えますのでそのときは時間を取って欲しい。

厚労省 それはお受けしたいと思います。

建交労 シルバー人材センターで働く高齢者が最賃以下で就業している人がおります。実態調査し、改善すること。

厚労省 シルバー人材センター事業で取り扱う仕事の範囲について労働者の雇用又は就業の場を浸食したり、労働条件の低下を引き起こす恐れがあるもの等は取り扱わないよう国の通知や手引きによって指導している。しかしシルバー人材センターの中で最賃以下での就業している実態があった場合は情報を厚労省または全国シルバー人材センター事業協会、もよりの労働局、シルバー人材センター連合等に寄せていただければ有難い、事実を確認し、その事実が認められた場合は改善をはかっていきたい。1月にご提出戴いた千葉県内各シルバー人材センターに関しては改善を行なうよう指導を行なうたところ です。

建交労と共同し高齢者就労・福祉を促進している団体

【北海道】砂川建設（企）砂川中高年事業団・夕張厚生（企）・（財）ソーシャル小樽せせらぎ・（財）ソーシャル小樽どうりん・（財）ソーシャル旭川・道北勤労者（企）・旭川市中高年事業団・西紋別勤労者厚生（企）・美幌町勤労者厚生（企）・企業組合オホーツク元気村・帯広建設勤労者（企）【青森】（企）青森県中高年雇用福祉事業団・（財）ソーシャル青森【秋田】秋田県中高年雇用福祉事業団・小坂中高年労働事業団【宮城】（財）ソーシャル塩竈・（企）協生舎・（財）ソーシャル仙台・仙台地方中高年雇用福祉事業団【山形】酒田市高齢者事業団・余目町中高年事業団【福島】NPO 会津中高年雇用福祉事業団・白河地方高齢者雇用福祉事業団・NPO 福島中高年福祉事業団・NPO 郡山地方高齢者福祉事業団・檜葉高齢者事業団【群馬】（企）群馬高齢者雇用福祉事業団【東京】東京高齢者就労福祉事業団協議会・北斗企業組合・（企）中高年事業団城南クリエーション・NPO 法人東京高齢者就労福祉事業団・やまて企業組合・（財）ソーシャル東京第一事業本部・（財）ソーシャルゆとり路・（財）ソーシャル多摩支所【神奈川】横浜市中高年雇用福祉事業団・（財）ソーシャル横浜・（財）ソーシャル神奈川【長野】企業組合労協ながの【新潟】（企）新潟中高年雇用福祉事業団【福井】（財）ソーシャル福井・中高年雇用福祉事業団福井県企業組合【岐阜】（財）ソーシャル東海【滋賀】（財）ソーシャル大津美化園【京都】NPO 京都高齢者福祉事業団・宇治高齢者事業団・（財）ソーシャル京都・（財）ソーシャルワークセンター・福知山中高齢者事業団・舞鶴高齢者事業団【兵庫】宝塚中高年事業団・阪神中高年（企）【和歌山】田辺地方中高年労働事業団・（財）ソーシャル和歌山ふれあい【島根】労協しまね事業団【岡山】（企）倉敷中高年事業団・柵原事業団【広島】（企）広島市高齢者事業団・（企）福山地方中高年福祉事業団【山口】小野田中高年事業団・光中高年事業団・下松中高年事業団・（企）下関中高年事業団【高知】（企）高知中高年事業団・（財）ソーシャル高知・高知県高齢者就労福祉事業団【福岡】NPO KFワークセンター・（財）ソーシャルまごころ、環境清掃部・遠賀郡高齢者事業団・（企）北九州遠賀中間中高年事業団・北九州中間市遠賀郡中高年（企）・（企）北九州市西部事業団・（企）鞍手地区中高年事業団・失業者救済自立支援事業協同組合鞍手労働者福祉（企）・（財）ソーシャル大牟田・嘉飯山福祉労働（企）・（財）ソーシャル宮若（企）粕谷屋郡中高年事業団・（企）粕屋郡高齢者事業団・福岡県高齢者福祉生活協同組合粕屋事業所老人給食センター同「ぬくもろ」ヘルパーステーション【佐賀】佐賀市中高年福祉事業団・多久市中高年雇用福祉事業団【大分】NPO 豊の国雇用・福祉事業団（大分・中津・宇佐・竹田社会復帰の各事業所）・日田中高年雇用事業団・佐伯中高年事業団・三重長高齢者事業団【宮崎】（財）ソーシャル都城【沖縄】（企）和の会

全日本建設交運一般労働組合

東京都新宿区百人町4-7-2

TEL 03-3360-8021

FAX 03-3360-8389

Eメール ctg@kenkourou.or.jp

ホームページ；<http://www.kenkourou.or.jp>

財団法人ソーシャルサービス協会

ホームページ；<http://www.z-social.com/>